

有害使用済機器保管等届出書

作成の手引き

盛岡市環境部廃棄物対策課

令和4年5月

目 次

1	はじめに	p 2
2	有害使用済機器の種類	p 2
3	有害使用済機器保管等届出の流れ	p 3
4	手続きの概要	p 3
5	届出に当たっての留意事項	p 4
6	様式及び添付書類一覧	p 6
7	届出書類の記載方法	p 7
8	添付書類等の調製方法	p 12
9	申請窓口（連絡先）	p 13

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則は、総務省のホームページ <https://elaws.e-gov.go.jp>の「法令データ提供システム」から参照できます。

○有害使用済機器保管等届出書の様式は、盛岡市公式ホームページ <https://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/sanpai/taisaku/index.html> 「有害使用済機器」のページからダウンロードできます。

○制度の詳細については、環境省が作成するガイドラインを併せて御覧ください。
<https://www.env.go.jp/recycle/waste/laws/kaisei2017/mat11.pdf> からダウンロード
できます。

1 はじめに

盛岡市内において有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする場合は、業を行おうとする日の10日前までに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」といいます。）第17条の2第1項前段の規定に基づく届出（以下「有害使用済機器保管等届出」といいます。）を盛岡市長に対して行う必要があります。

なお、廃棄物を取り扱う場合には、法に基づく処理施設の設置の許可、収集運搬業の許可等を取得する必要がありますので、注意してください。

2 有害使用済機器の種類

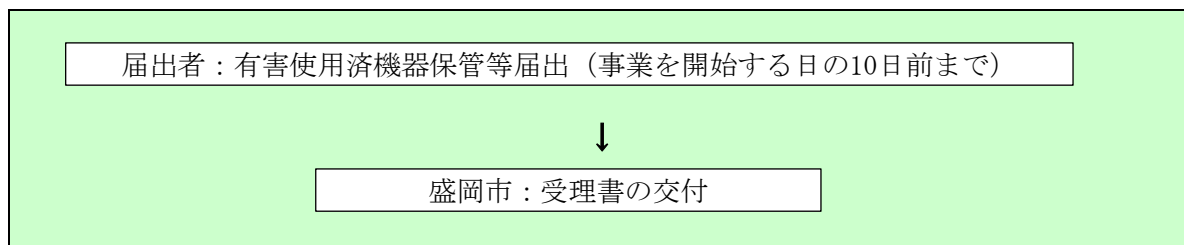
有害使用済機器とは、次の表に掲げる機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器及びこれと同様の構造を有するものに限り、その附属品を含みます。）であって、使用を終了し、収集されたもの（廃棄物を除きます。）を指します。

表 1

1	ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限ります。）
2	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
3	電気洗濯機及び衣類乾燥機
4	テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの (1) プラズマ式のものと液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除きます。） (2) ブラウン管式のもの
5	電動ミシン
6	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
7	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
8	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
9	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
10	フィルムカメラ
11	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具
12	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（2の項に掲げるものを除きます。）
13	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（1の項に掲げるものを除きます。）
14	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（3の項に掲げるものを除きます。）
15	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
16	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
17	電気マッサージ器
18	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
19	電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
20	蛍光灯器具その他の電気照明器具
21	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
22	携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具

23	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（4の項に掲げるものを除きます。）
24	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・バイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具
25	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
26	パーソナルコンピュータ
27	プリンターその他の印刷用電気機械器具
28	ディスプレイその他の表示用電気機械器具
29	電子書籍端末
30	電子時計及び電気時計
31	電子楽器及び電気楽器
32	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

3 有害使用済機器保管等届出の流れ



4 手続きの概要

(1) 届出

有害使用済機器保管等届出書に必要事項を記載し、必要な書類を添付して、事業を開始する日の10日前までに、環境部廃棄物対策課に1部提出してください。届出書の様式及び添付書類については、6ページの「6 様式及び添付書類一覧」を御覧ください。

なお、一定の基準を満たす場合には届出が不要となる場合がありますので、事前に御相談ください。

(2) 届出の受理

有害使用済機器保管等届出書が提出されると、当該届出書の記載事項及び添付書類の確認を行い、受理書を交付します。届出事項に誤り、不足等がある場合は受理できませんので、注意してください。

(3) 届出事項の変更及び事業の廃止

(1)の届出に係る事項の変更を行う場合は変更の日の10日前までに法第17条の2第1項後段の規定に基づく届出を、(1)の届出に係る事業の廃止を行う場合は廃止の日から10日以内に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「政令」といいます。）第16条の4の規定に基づく届出を盛岡市長に対して行う必要があります。届出書の様式及び添付書類については、6ページの「6 様式及び添付書類一覧」を御覧ください。

5 届出に当たっての留意事項

- (1) 有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする場合には、業を行う前に届出を行う必要がありますが、適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者（次の表に掲げる場合に該当する者をいいます。）については当該届出を行う必要がないものとされていますので、届出の要否について相談してください。

表 2

1	<p>表 1 に掲げる機器が廃棄物となったものの処理（有害使用済機器の保管、処分又は再生を業として行おうとするときは、当該廃棄物の保管、処分又は再生）に係る次に掲げる許可等を受け、かつ、当該許可等に係る事業場において有害使用済機器の保管（保管と併せて行う処分又は再生を含みます。）を業として行おうとする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第 7 条第 1 項の許可 (2) 法第 7 条第 6 項の許可 (3) 法第 9 条の 8 第 1 項の認定 (4) 法第 9 条の 9 第 1 項の認定 (5) 法第 14 条第 1 項の許可 (6) 法第 14 条第 6 項の許可 (7) 法第 15 条の 4 の 2 第 1 項の認定 (8) 法第 15 条の 4 の 3 第 1 項の認定 (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」といいます。）第 2 条第 1 号の委託 (10) 規則第 2 条第 2 号の指定 (11) 規則第 2 条第 4 号の指定 (12) 規則第 2 条の 3 第 1 号の委託 (13) 規則第 2 条の 3 第 2 号の指定 (14) 規則第 2 条の 3 第 4 号の指定 (15) 規則第 9 条第 2 号の指定 (16) 規則第 9 条第 4 号の指定 (17) 規則第 10 条の 3 第 2 号の指定 (18) 規則第 10 条の 3 第 4 号の指定 (19) 特定家庭用機器再商品化法第 23 条第 1 項の認定 (20) 特定家庭用機器再商品化法第 23 条第 1 項の認定を受けている者からの委託（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限りします。） (21) 特定家庭用機器再商品化法第 32 条第 1 項の指定 (22) 特定家庭用機器再商品化法第 32 条第 1 項の指定を受けている者からの委託（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限りします。） (23) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第 10 条第 3 項の認定 (24) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第 10 条第 3 項の認定を受けている者からの委託（当該認定に係る同法第 11 条第 4 項第 1 号の認定計画に従って行われる場合に限りします。）
2	市町村である場合
3	都道府県である場合
4	国である場合

5	有害使用済機器の保管の用に供する事業場（二以上の事業場を有する者にあつては、各事業場）の敷地面積が 100平方メートルを超えないものを設置する場合
6	有害使用済機器の保管、処分又は再生以外の事業をその本来の業務として行う場合であつて、当該本来の業務に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行うとき

- (2) 有害使用済機器の保管又は処分を行う場合には、政令第16条の3で規定する有害使用済機器の保管、処分等の基準が適用となります。法の規定に基づき事業場への立入検査を行う場合があり、立入検査の結果、基準を満たしていない場合には、改善を指導（必要に応じて命令）することになりますので、適正な処理等について御注意ください。

6 様式及び添付書類一覧

(1) 様式

No.	名称	新規	変更	廃止
1	有害使用済機器保管等届出書（規則様式第三十五号の二）	○	—	—
2	有害使用済機器保管等変更届出書（規則様式第三十五号の三）	—	○	—
3	有害使用済機器保管等廃止届出書（規則様式第三十五号の四）	—	—	○

※ 記載方法の詳細は、「7 届出書類の記載方法」を御覧ください。

(2) 添付書類

No.	名称	保管のみ			保管及び処分（再生を含む。）		
		新規	変更	廃止	新規	変更	廃止
1	事業計画の概要を記載した書類	○	△	△	○	△	△
2	有害使用済機器の処分又は再生を業として行う場合、当該処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類	—	—	—	○	△	—
3	事業場の平面図及び付近の見取図	○	△	△	○	△	△
4	施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	○	△	△	○	△	△
5	事業場又は施設の所有権（所有権を有しない場合は、当該場所及び施設を使用する権限）を有することを証する書類	○	△ ※3	—	○	△ ※3	—
6	【届出者が個人の場合】 住民票の写し 【届出者が法人の場合】 定款又は寄附行為及び登記事項証明書	○	△ ※3	—	○	△ ※3	—
7	【届出者が未成年又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合】 法定代理人の住民票の写し	○	△ ※3	—	○	△ ※3	—

※1 調製方法の詳細は、12ページの「8 添付書類の調製方法」を御覧ください。

※2 ○は添付が必要な書類、△は変更（一部廃止を含みます。）がある場合に添付が必要な書類を示します。

※3 これらの資料は変更後反映されるまで時間を要する場合がありますので、変更が行われ次第、速やかに届け出てください。

7 届出書類の記載方法

【新規届出】

様式第三十五号の二（第十三条の三関係）

（第1面）

有害使用済機器保管等届出書	
盛岡市長 殿 届出者 住所 氏名 <small>（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</small> 電話番号	
① 年 月 日	
事業の範囲（取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。）	有害使用済機器の品目： ③ 処理の区分 保管のみ ・ 保管及び処分（再生を含む）
事務所及び事業場の所在地等	事務所 ④ 電話番号 事業場 電話番号 面積
保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ（それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。）	⑤
処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目	⑥
事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力	⑦
※事務処理欄	

① 届出年月日は必ず記入してください。
事業を開始する日の10日前（届出日の翌日から起算）までに提出する必要があります。

② 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）・氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）・電話番号を漏れなく記載してください。

③ 有害使用済機器の品目については、表1に記載のある名称で記載し、取り扱う品目すべてについて記載してください。
処理の区分については、「保管のみ」又は「保管及び処分（再生を含む）」の該当するものを○で囲ってください。

④ 事業場の所在地及び電話番号が事務所のものと同じである場合には、事務所の欄に住所及び電話番号を記載し、事業場の欄に「同上」と記載してください。
事業場が複数ある場合は、すべての事業場について記載してください。
面積については、事業場敷地面積を正確に記載してください。

⑤ 保管を行うすべての場所の所在地と面積、その場所で取り扱う有害使用済機器の品目、保管容量及び積み上げることができる高さを記載する欄になりますが、当該欄には「別紙参照」と記載し、別紙に必要事項を記載の上添付してください。
別紙の記載方法については、9ページを御覧ください。

⑥ 処分又は再生を行うすべての事業場の所在地と、その事業場で取り扱う有害使用済機器の品目を処分と再生を区別して記載する欄になりますが、当該欄には「別紙参照」と記載し、別紙に必要事項を記載の上添付してください。
別紙の記載方法については、9ページを御覧ください。

⑦ 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力を施設ごとに記載する欄になりますが、当該欄には「別紙参照」と記載し、別紙に必要事項を記載の上添付してください。
別紙の記載方法については、9ページを御覧ください。

|(第2面)

届出者(個人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	住所
		⑧
(法人である場合)		
(ふりがな)名称		住所
		⑨
法定代理人(届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	住所
		⑩
備考		
1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。		
2 ※欄は記入しないこと。		
3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		
4 盛岡市長が定める部数を提出すること。		

(日本産業規格 A列4番)

⑧ 届出者が個人である場合に記載する欄です。添付する住民票等の内容と相違がないように記載してください。

⑨ 届出者が法人である場合に記載する欄です。添付する法人登記簿謄本の内容と相違がないように記載してください。

⑩ 法定代理人による届出の場合に記載する欄です。添付する法定代理人の住民票の内容と相違がないように記載してください。

(別紙)

1. 保管場所の概要

番号	①	
所在地	②	
取り扱う有害使用済機器の品目	③	
保管面積		
保管容量	④	
最大保管高さ		
備考	⑤	

2. 処理施設等の概要

事業場名	⑥	
事業場の所在地	⑦	
処分又は再生を行う有害使用済機器の品目	⑧	
事業の用に供する施設(処理施設を要する)	処理施設の種別	
	設置場所	⑨
	設置年月日	
	処理能力	⑩
	処理施設の処理方式及び設備の概要	⑪
備考	⑫	

(日本産業規格 A列4番)

- ① 保管場所ごとに付番してください。
- ② 保管場所の所在地を記載してください。所在地が同じ場合は、「同左」と記載しても構いません。
- ③ 保管場所ごとの保管面積、保管容量、最大保管高さを記載してください。保管面積は、添付資料の設計計算書等との整合を図ってください。
- ④ 保管する有害使用済機器の品目を記載してください。項目が多数となる場合は、政令の号番号で省略可能ですが、主な取扱い機器を例示してください。(例：電気冷蔵庫及び電気冷凍庫等 政令第16条の2第○号～○号)
- ⑤ 参考事項として、屋外での保管を行う場合「屋外」、屋内での保管を行う場合「屋内」と記載してください。
- ⑥ 処分又は再生を行う事業場の名称を記載してください。
- ⑦ 処分又は再生を行う事業場の所在地を記載してください。
- ⑧ 処分又は再生を行う有害使用済機器の品目を記載してください。項目が多数となる場合は、政令の号番号で省略可能ですが、主な取扱い機器を例示してください。(例：電気冷蔵庫及び電気冷凍庫等 政令第16条の2第○号～○号)
- ⑨ 事業の用に供する施設(保管の場所を除きます。)の種類、設置場所、設置の年月日を記載してください。
- ⑩ 1日(8時間)の処理能力を記載してください。複数のものを処理(廃プラスチック類とがれき類を同一の破砕機で処理)する場合は、それぞれの能力を記載してください。処理能力については、添付資料の設計計算書等と整合を図ってください。
- ⑪ 施設の処理方式、数量、製作会社名及び型番を記載してください。
- ⑫ 処分又は再生を行う有害使用済機器の品目に冷蔵庫等が含まれる場合、参考事項として、フロン類回収装置の概要について記載してください。

【変更届】

様式第三十五号の三（第十三条の四関係）

有害使用記録簿保管等変更届出書

年 ① 日

盛岡市長 殿

届出者
住所 ②

氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付けで届出を行った有害使用記録簿保管等兼に係る以下の事項について変更するので、廃業前の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	新	旧
変更する事項の内容（規則第13条の2第1項第8号に掲げる事項を除く。）	③	
変更する事項の内容（規則第13条の2第1項第8号に掲げる事項）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
④		
変更の理由	⑤	
変更予定年月日	⑥	

備考
1 この届出書は、原則として変更する日の10日前までに提出すること。
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

(日本産業規格 A列4番)

① 届出年月日は必ず記入してください。
住民票等記載内容が反映されるまでに時間を要するものを除いて、変更する日の10日前（届出日の翌日から起算）までに提出する必要があります。



② 住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）・氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）・電話番号を漏れなく記載してください。



③ 変更する事項すべてについて記載するものとし、変更の前後がきちんと対比されるように記載してください。
事業の一部を廃止した場合については、廃止届を提出するものとし、それ以外の変更については、変更届により届け出てください。



④ 届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合であって、その法定代理人に変更があったときに記入してください。



⑤ 変更するすべての事項に係る変更の理由について記載してください。
同一の理由で変更する場合は、変更事項ごとに分ける必要はありません。



⑥ 変更予定年月日を記載してください。



【廃止届】

様式第三十五号の四（第十三条の十一関係）

有害使用記録簿保管等廃止届出書	
<p>届出年月日 年 ① 日</p> <p>届出者 住所 氏名 ② (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>年 月 日付けで届出を行った有害使用記録簿保管等業に係る以下の事項について廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の4の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p>	
廃止した事業の範囲	③
廃止の理由	④
廃止の年月日	⑤
<p>備 考</p> <p>1 この届出書は、廃止の日から10日以内に提出すること。</p> <p>2 申請にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。</p>	

(日本産業規格 A列4番)

① 届出年月日は必ず記入してください。
事業の一部又は全部を廃止した場合、廃止の日から10日以内に提出する必要があります。

② 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）・氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）・電話番号を漏れなく記載してください。

③ 廃止した事業の範囲について記載してください。
事業の一部を廃止した場合（例：保管及び処分を行う事業者が処分に係る業を廃止した場合等）にあつては、廃止届を提出してください。

④ 廃止した理由を記載してください。

⑤ 廃止した年月日を記載してください。

8 添付書類の調製方法

必要書類等	摘要
1 事業計画の概要を記載した書類	<p>取り扱う有害使用済機器が廃棄物に該当しないことが分かるように留意の上、次の事項について記載してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業の必要性について記載してください。 (2) 事業の流れ（排出～処理～販売）を具体的に記載してください。 (3) 処分・再生品の販売等については、その詳細（品質規格、管理方法、販売額、引渡し条件（引渡し場所等）、運搬する者及び運搬費を負担する者）について記載してください。 (4) 処分に伴って発生した廃棄物の処分方法を記載してください。 (5) 法及び関係法令の遵守について記載してください。 (6) 排出から保管、処分、再生、販売等の流れのフローを記載してください。 (7) 保管施設及び処理施設に係る環境保全対策について記載してください。（届出別紙により記載されている場合は、省略することができます。）
2 有害使用済機器の処分又は再生を業として行う場合、当該処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類	<p>次の事項について記載してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 処分又は再生に伴って生じた廃棄物をどのように処理するのか具体的に記載してください。 (2) 再生品を販売する場合には、その詳細（品質規格、管理方法、販売額、引渡し条件（引渡し場所等）、運搬する者及び運搬費を負担する者）について記載してください。
3 事業場の平面図及び付近の見取図	<p>事業場平面図は、施設設置事業場敷地内での施設の配置及び保管場所等の掲示の場所を記載した図面を提出してください。</p> <p>付近の見取図は、事業場用地周辺の地形等の概略が把握できる1/2500～1/5000程度の図面とし、次の事項をそれぞれ着色して示してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 縮尺、方位 (2) 事業場用地の境界線（赤色） (3) 搬入道路の位置（茶色）と名称 (4) 事業場用地からの排水が流出する水路（水色）
4 施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	<p>保管・処理施設の平面図、立面図、断面図、構造図等（寸法を記載したものに限りません。）を提出してください。</p> <p>処分前及び処分後の有害使用済機器の保管計画図、保管面積及び保管容量が確認できる計算書を添付してください。</p> <p>囲いの構造計算書があるときは、当該構造計算書を添付してください。（囲いに荷重が掛かる構造である場合に限りません。）</p> <p>施設のカatalogの写し及び処理能力（破碎能力等）が確認できる計算書を添付してください。</p> <p>保管のみの場合は、保管に係る資料のみ添付してください。</p>

必要書類等	摘要
5 事業場又は施設の所有権（所有権を有しない場合は、当該場所及び施設を使用する権限）を有することを証する書類	土地にあっては土地の登記簿謄本、土地の賃貸借契約書の写し等、施設にあっては施設購入を証する書類の写し（領収書等）、施設の賃貸借契約書の写し等を提出してください。
6 【届出者が個人の場合】 住民票の写し 【届出者が法人の場合】 定款又は寄附行為及び登記事項証明書	発行から3月以内のものを添付してください。
7 【届出者が未成年又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合】 法定代理人の住民票の写し	発行から3月以内のものを添付してください。

9 申請窓口（連絡先）

盛岡市環境部廃棄物対策課

郵便番号 : 020-8531
 住所 : 盛岡市若園町2番18号
 (若園町分庁舎3階)
 電話番号 : 019-626-7573 (ダイヤルイン)
 019-651-4111 (代表)
 FAX番号 : 019-626-4153
 e-mail : haitai@city.morioka.iwate.jp

<若園町分庁舎案内図>

